

## 長野上水内教育会ホームページ運営規約

### 1 ホームページ公開の目的

- (1) 長野上水内教育会の活動内容を県内外の人々に広く知らせると共に、本会への理解を促進する。
- (2) 長野市内及び上水内郡内の学校職員、児童生徒、および保護者に長野上水内教育会についての情報を提供する。
- (3) ホームページを通して国内外の団体および個人と交流や情報交換を深め、長野市及び上水内郡の教育活動に役立てる。

### 2 ホームページの管理責任者

- (1) ホームページの管理・運営は、長野上水内教育会長（以下会長）が任命した情報管理委員会が行う。
- (2) 会長は毎年度、長野市内及び上水内郡内の教職員の中から情報管理委員を任命する。
- (3) 会長はホームページの管理・運営に関して、情報管理委員会に指導および助言を行う。

### 3 ホームページの公開場所

- (1) 長野上水内教育会（以下本会）の定めるサーバー内にある本会のホームページを唯一の公式ホームページとし、掲載された情報については会長が責任を負い、常任委員会が定期的に内容を点検する。
- (2) 上記以外の場所に置かれたホームページは公式なものとは認めない。

### 4 ホームページの内容

#### (1) 掲載する内容

- ア 本会の定款、組織
- イ 本会の年間活動計画
- ウ 本会の沿革
- エ 教育関係リンク集
- オ 同好会の紹介
- カ 会長挨拶
- キ その他、本会に関する様々な情報の中で、ホームページに掲載することが望ましいと会長が判断したもの

#### (2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 法令に違反するもの
- ウ 特定の個人や団体に対して誹謗、中傷、批判をするもの
- エ 会員及び児童生徒若しくは第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害するもの
- オ 会員及び児童生徒若しくは第三者に不利益を与えるもの
- カ 営利を目的としたもの
- キ 児童生徒および教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- ク 私的利用を伴うもの
- ケ その他、本会のホームページに掲載する内容としてふさわしくないと情報管理委員会が判断したもの

## 5 更新の手続き

- (1) 情報管理委員会は、当運営規定に従ってホームページを作成し、定期的に更新を行う。
- (2) ホームページのアップロードは情報管理委員会のみが行うことができる。(アップロードに必要なパスワードは情報管理委員会が厳重に管理する。)
- (3) 公開したホームページの内容に誤りが発見された場合は、情報管理委員会に報告し、直ちに訂正しなければならない。

## 6 個人情報の取り扱い

- (1) 児童生徒（卒業生を含む）の氏名、住所、電話番号等の個人情報は掲載しない。掲載している内容の性格上、個人を区別する必要のある場合は、英文字記号等の匿名で表す。
- (2) 児童生徒（卒業生を含む）の個人名を特定できるような写真、ビデオ等の画像データは掲載しない。ただし、上記に該当しない画像データについては情報管理委員会の判断で掲載することができる。
- (3) 教職員の個人情報についても児童生徒の場合と同様に取り扱う。ただし、氏名およびメールアドレスについては、掲載することが明らかに妥当であると思量される場合には、情報管理委員会の判断で掲載することができる。

## 7 著作権の保護

- (1) 児童生徒の作品（絵画・作文等）を掲載する場合は、その著作権を有する本人および保護者の承諾を得なければならない。
- (2) 教職員の研究論文等を掲載する場合は、その著作権を有する本人の承諾を得なければならない。
- (3) 本会ホームページの内容（文章・画像等）については、本会あるいは著作者本人に著作権があり、無断転載を禁止する旨をホームページ上に明記する。

## 8 リンク

- (1) 本会のホームページを第三者がリンク等で利用する場合、利用の目的が教育目的の場合は原則自由とする。ただし、その旨の通知を求めるものとする。また、本会ホームページの複製利用についても同様とする。ただし、この場合は教育上の支障の有無を考慮して判断するものとする。
- (2) 本会から他のホームページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、また、相手先の了解を得た上で設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

## 9 セキュリティの確保

- (1) 本会のホームページの運営に当たっては、個人情報及びデータなどの紛失、破損、不正な改ざん、不正な複写、盗難、外部からの不正な侵入やウィルスの混入等が防止できるように、情報管理委員会がインターネット接続業者との連絡を密にとりながら、必要十分な措置を講ずるものとする。

## 10 ホームページ運営規定の見直し

- (1) 学校教育におけるインターネット等の利用の進展並びに環境の変化に伴い、この規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、理事会において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

(附則)

この要項は、平成22年4月1日から施行する